

役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人スプラウトユニティー（以下「法人」という）定款8条及び21条の規定に基づき、役員および評議員（以下「役員等」という）に対する報酬の支給及び費用弁償（以下「報酬等」という）について定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員等が、次項に示す職務を行なったときは、報酬を支給し、交通費は実費を支払う。

2 前項の報酬額は、一日につき次のとおりにする。ただし、役員が職員である場合はこれを支給しない。

区 分	職 務	報酬額
理 事	理事会出席	5,000 円
監 事	理事会・評議員会出席	5,000 円
	監査実施・指導監査立会い	10,000 円
評議員	評議員会出席	5,000 円

(出張旅費)

第3条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬10,000円とし旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務執行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規定は、平成23年7月2日より適用する

2. 平成29年3月4日改定